

法務省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」における計 21 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価（1 件）を除いた 20 件の評価（実績評価方式を用いた評価 19 件及び総合評価方式を用いた評価 1 件）（注）
- イ 「平成 15 年度法務省事前評価実施結果報告書」における計 5 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価（1 件）を除いた 4 件の事業評価方式を用いた評価

（注） 研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。また、このほか、総合評価方式を用いた評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告 1 件があるが、評価結果がまとめられたものではないため、審査の対象としていない。

2 実績評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- ① 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
- ② 目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。

（注） 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（目標の達成度合いの判定方法）

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水

準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① **目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。**
- ② **目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一歩であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。**

(2) 審査の結果

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本となっている。

法務省では、基本計画において、①基本法制の維持及び整備に関する諸政策、②法秩序の維持に関する諸政策、③国民の権利擁護に関する諸政策、④国の利害に係るある争訟の統一的かつ適正な処理に関する諸政策、⑤出入国の公正な管理に関する諸政策について、実績評価方式を用いて事後評価を行うこととしている。そして、実施計画では、当該施策の実施予定に対する進ちょく状況及び目的等の実現状況並びに政策効果等につき、適正に発現しているか等を追跡調査し、その後も当該施策を継続して実施すべきか否か、改善・見直しが必要か等について検討することとしている。

なお、法務省の実績評価においては、評価の対象となる政策の下に基本目標が設定されており、必要に応じて、基本目標の下に達成目標が設定されている。

19政策の実績評価の結果をみると、いずれの政策についても、一定の効果を上げており、引き続き継続して取り組むべきものとされている。

これら 19 政策の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1－①「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

政策 番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成度合い の判定方法（判定 基準の定量化等）
		目標値等 の設定の 有 無	目標期間の 設定の有無		
			基準 年次	達成 年次	
1 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護					
	1-(1)登記事務のコンピュータ化	○	—	○	—
	1-(2)商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入	○	○	○	○
	1-(3)外国法事務弁護士の在り方についての検討	—	年度ごと		—
	1-(4)債権管理回収業の監督	—	年度ごと		—
	1-(5)民事法律扶助事業の推進	—	年度ごと		—
2 法秩序の維持（刑事・治安の面から）					
	2-(1)被害者等通知制度の適切な運用	—	年度ごと		—
	2-(2)検察広報の積極的推進	—	年度ごと		—
	2-(3)矯正施設における職業教育の充実強化	—	年度ごと		—
	2-(4)矯正施設における教育活動の推進	—	年度ごと		—
	2-(5)更生保護活動の推進	○	年度ごと		○
	2-(6)「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行 った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の 確保のための業務の実施	—	年度ごと		—
3 出入国の公正な管理					
	3-(1)外国人の円滑な受入れ	—	年度ごと		—
	3-(2)好ましくない外国人の排除	—	年度ごと		—
4 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理					
	4-(1)国の利害に関係のある争訟の処理	—	年度ごと		—
5 すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等					
	5-(1)広報活動の推進	—	年度ごと		—
	5-(2)行政事務の効率化	○	○	○	—
	5-(3)外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際 協力	○	年度ごと		○
	5-(4)国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進	—	年度ごと		—
	5-(5)法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	—	年度ごと		—
合 計（19 件）		○＝5	○＝2	○＝3	○＝3

総括記述	19 政策中、5 政策については、目標に関し達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されるとともに目標期間が明らかにされており、目標達成に向けた進ちょく状況が分かるようになっている。これらの中には、基準年次の翌年から達成年次までの各年次に達成すべき水準をそれぞれ定め、各年次ごとの目標達成状況が明確にできるようにしている例がみられる（政策番号 1 - (2)「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」）。 残る 14 政策については、毎年度一定の水準で成果を達成すべき性質の政策が多いことなどから、基本的に年度ごとに評価を行うこととしているものの、達成しようとする水準が具体的に特定されていないことから、進ちょく状況が定量的に把握できるようになっていない。これらの政策に係る施策については、施策に係る業務の実施状況から基本目標や達成目標の達成状況を総合的に判断しようとしている場合が多い。この点に関し、法務省では、同省の主たる任務は、基本法制の維持・整備、法秩序の維持、国民の権利の擁護等であり、同省の政策の特性上、達成すべき水準を適切な指標を用いて、かつ、数値で表すなど具体的に特定することが困難な政策が少なくないとしているが、可能な限り目標の達成状況に関連した測定可能な指標を用いて、評価の客観性の確保に努めるとしている。今後とも、政策の特性を勘案しつつ、目標に関し達成しようとする水準や内容をできる限り具体的で明確にするよう工夫していくことが望まれる。 また、目標に関し達成すべき水準が数値化等されている政策の中には、測定された実績値が目標値に達したかどうかで判定することとしている政策も見られる（政策番号 2 - (5)更生保護活動の推進、5 - (3)外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力）。このようなケースでは、法務省は、目標が達成されなかった場合には、その原因を掘り下げて分析した上、当該政策の継続の適否について評価し、必要に応じて改善方策等を検討していくとしている。 政策評価は、政策効果の把握を基礎として行うものであるが、19 政策については、行政活動に着目して記述されている目標が少なくないほか、目標の達成状況を具体的に測定していくための指標について見ると、19 政策について設定されている 60 指標のうち、9 割はアウトプットに着目した指標となっている（別添 1 - ①の「達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況〈総括表〉」参照）。達成すべき目標に対する実績を測定し、政策効果の発現状況を把握するためには、できる限りアウトカムに着目した指標を設定していくことが望ましい。 なお、法務省では、達成度合いを定量的に示すことが困難なものについては、その判定基準についても明確に示すことが難しいことを踏まえ、達成度合いの判定結果をパターン化して示すという方法ではなく、同省が実施した政策・施策が目標達成のためにどのように貢献しているのかを、報告書に記載している情報を用いて論理的に説明することによって、国民にとってより分かりやすいものとなるよう工夫しているとしている。
-------------	--

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「－」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「－」を記入している。
- 3 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「－」を記入している。

3 総合評価についての審査

「オウム真理教対策」について行われた総合評価は、公安調査庁がオウム真理教（以下「教団」という。）に対して実施した立入検査を始めとする調査による組織と活動実態の解明など、教団対策の施策の成果を総合的に評価することを目的としている。

評価の結果をみると、公安調査庁が教団に対する観察処分の一環として、教団への立入検査及び報告徴取を適切に行ったことにより、教団が依然として危険な要素を保持していることを含めて、教団の活動状況の一部を相当正確に把握することができたとするとともに、その把握結果に基づいて公安審査委員会に対して教団に対する観察処分の期間更新請求を行った結果、同委員会が公安調査庁の主張を採用して教団に対する期間更新決定を行うことができたとしている。また、地方公共団体の長から請求があった場合に、個人の秘密等を除き、請求のあったすべての当該地方公共団体に観察処分による調査結果について情報を提供（35 地方公共団体に対して計 178 件）することができたとしている。

法務省では、これらの把握された効果等に基づき、今後、教団の組織、活動等の全容を解明するためには、教団に対する調査体制を更に強化する必要があると思われるとしている。

なお、教団対策については、同時に評価書が送付されてきた実績評価においても評価の対象とされているが、実績評価においては、観察処分の実施を通じて平成 14 年度に公安調査庁が教団の活動実態等について解明した度合いについて評価しようとしている。これに対して、この総合評価は、教団に対する観察処分の更新が行われた 14 年度を一つの区切りとして、観察処分の実施を含め同省が過去 3 年間に取り組んだ教団対策について総括した評価を行おうとしたものとみることができる。

詳細は、別添 1－②「政策評価審査表（総合評価関係）」のとおりである。

なお、学識経験を有する者の知見の活用については、評価の取りまとめに当たり、政策評価懇談会から意見を聴取しているが、本評価に関する意見等はなかったとしている。

4 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針Ⅰ－４－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① **事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。**
- ② **また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。**

（２）審査の結果

法務省では、評価法上、事前評価の実施が義務付けられている政策以外に、基本計画において、法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備等について、事業評価方式を基本とした事前評価を行うこととしている。

今回、審査の対象とした 4 件の政策評価は、いずれも、施設整備事業に係るものであり、事前評価の実施の義務付け対象外のものである。施設整備事業については、事業の緊急性・優先性、計画の妥当性、事業の効果（費用対効果）の三点について検証することに重点を置いて評価を実施している。

4 件の事業評価の審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1－③「政策評価審査表（事前評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	苫小牧法務総合庁舎整備事業	PFI による施設整備（事業費要求）	○			○	◎
2	伊丹法務総合庁舎新営工事	施設整備（調査費要求）	○			○	
3	宮城刑務所新営工事	施設整備（調査費要求）	○			○	
4	奈良少年刑務所新営工事	施設整備（調査費要求）	○			○	
合 計（4 件）			○＝4			○＝4	◎＝1
総括記述	法務省は、施設整備事業の実施に当たり、調査費要求段階及び事業費要求段階の2段階で事前評価を行うこととしている。事前評価における三点の検証項目のうち、事業の緊急性・優先性及び計画の妥当性については、調査費要求及び事業費要求の段階で、また、費用対効果分析については、事業費要求の段階で、それぞれ実施することとしている。 事業の緊急性・優先性及び計画の妥当性については、施設の老朽の度合い等のあらかじめ設定した項目についての判断基準に従って算出した評点の合計点が一定水準を超えることにより検証が行われており、法務省では、4事業については、それぞれの検証項目についての評点の合計点は基準レベルの点数を超えたとしている。 事業の有効性の検証に関して、法務省では、施設の整備方針に施設規模や施設に付加される機能等を具体的に示していることから、得ようとする効果は特定されており、また、庁舎や収容施設という施設の性格上、当該施設の利用が確実に見込まれることから、施設の完成によって得ようとする効果が得られるものであるとしている。 費用対効果分析については、事業費要求段階に該当する1件（苫小牧法務総合庁舎整備事業）について行われており、法務省は費用を上回る効果が得られることが検証できたとしている。 なお、当該事業については、PFI方式による施設整備が行われるとされているものの、費用対効果分析を含め、その点をどのように踏まえて評価・検証を行ったのか外部に分かるような記述が評価書中には見られない。PFI方式等の採用は今後増えてくることが見込まれるところであり、施設整備事業の評価においては、整備方式にも留意してどのように評価を行っていくのか、検討を要する課題であると考えられる。						

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（「推論」欄には「○」）を記入している（複数もあり得る。）。
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- <その他(例示)>
- 「比較」 過去の同種類政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得ら

れると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。

「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。

なお、施設整備のうち、施設に付加される機能が具体的に示されており、かつ当該施設の利用が確実に見込まれることにより、施設の完成によって得ようとする効果が得られることとなるものについては、当該欄に斜線を記入している。

3 「効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。

4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。

なお、費用対効果分析を実施する段階にないものについては、当該欄に斜線を記入している。

（全体注）各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。また、総合評価については、評価の方法が各府省により、テーマにより様々であることから、各府省が実施した政策評価の審査活動等を通じ、整理・検討を行っていくこととする。

【別添 1－①】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説 明）

本表は、公表された「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付し、記入した。
「政策名」欄	評価書の「施策等の名称」欄に記載されている事項を記入した。
「達成すべき目標」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。（達成目標が設定されていない場合は－を記入した。）
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（＝out <u>C</u> ome）はアウトカム、「P」（＝out <u>P</u> ut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	評価書の「指標」欄に記載されている事項を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記入した。 なお、「CM」（＝out <u>C</u> ome <u>M</u> easurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（＝out <u>C</u> ome <u>I</u> mmeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（＝out <u>P</u> ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	基本目標又は達成目標が達成されたとする状態を示す数値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。（年度ごとに目標の達成度合いを把握しているものについては「年度ごと」と記入した。）
「測定結果等」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、測定結果、施策の実施状況等を記入した。
「評価の結果」欄	評価書の「評価の内容」欄等の記述に基づき、評価の結果及び評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	基本目標又は達成目標を実現するために具体的に講じる手段を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況＜総括表＞

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

法務省が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標は少なく、全体に占めるアウトプット指標の割合が高くなっている。

【表 法務省における指標の設定状況とその性質】

指標名等	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
			アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット
指 標	6 0	7	1	6	5 3	5	0	4 8
(構成比)	(100%)	(11.7%)	(1.7%)	(10%)	(88.3%)	(8.3%)	(－)	(80%)

(注) 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

政策評価審査表 (実績評価関係)

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等					評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次							
1-(1)	登記事務のコンピュータ化	(基本目標) 登記情報の電子化を推進する。 (達成目標) －	P	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合	P	全国の主要な登記所における不動産登記情報の電子化完了	－	平成16年度	平成14年度末現在の不動産登記情報電子化移行完了率：63.2%					○平成14年度における電子化の実績を維持すれば、不動産登記については16年度末までに、商業・法人登記については15年度末までに、需要の多い都市部を中心として全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する見込みであり、目標を達成している。	○登記情報の電子化
				全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数の割合	P	全国の主要な登記所における商業・法人登記情報の電子化完了	－	平成15年度	平成14年度末現在の商業・法人登記電子化移行完了率：61.5%						
1-(2)	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入	(基本目標) 電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進める。 (本制度を利用可能な法人の割合) 13年度：約50%以上 14年度：約85%以上 15年度：約95%以上 16年度：100% (達成目標) －	P	制度を利用することが可能な法人の割合	C M	100%	平成12年度	平成16年度	平成14年度末現在で本制度利用可能な法人割合：87%					○平成14年度における目標を達成している。15年度以降においても引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、本制度を計画的に導入する必要がある。	○電子認証制度の導入 ○手数料の見直し検討 ○電子政府における各府省の法人申請・届出システムへの対応を拡大 ○各種広報活動を実施
1-(3)	外国法事務弁護士の在り方についての検討	(基本目標) 渉外的法律事務を安定させる。 (達成目標) 渉外的法律事務サービスの供給を安定させる。	C	外国法事務弁護士の増加	C M	－	年度ごと	区 分					○平成14年度の外国法事務弁護士の現登録者数は前年度の186人から1.6パーセント増加して189人となった。微増ではあるが、外部要因等の影響を受けてもなお増加が続いたことは渉外的法律事務サービスの供給が安定した状態を維持したものと評価され得る。今後も社会、経済活動の国際化に伴い、渉外的法律事務サービス需要を十分満たすことのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれることから、外弁制度の整備、拡充を図っていく必要がある。	○承認事務等 ○承認審査事務処理の迅速化 ○関連法令の改正作業	
								承認申請受理数(人)	36	41	40				
								承認者数(新規)(人)	31	51	35				
								登録者数(新規)(人)	36	52	27				
								総承認者数(人)	326	377	416				
								総登録者数(人)	318	370	397				
								現登録者数(人)	150	186	189				

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等				評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次						
1-(4)	債権管理 回収業の 監督	(基本目標) 債権管理回収業にお ける債権管理回収行 為等の適正の確保に よる国民経済の健全 な発展 (達成目標) 債権管理回収業にお ける債権管理回収行 為等の適正を確保す る。	C	苦情申立 ての状況 (苦情 率)	P	—	年度ごと		区 分	H12 年度	H13 年度	H14 年度	○立入検査実施率、回収先（債務者） に対するヒアリング実施件数が増加し ている反面、債権回収会社に対する業 務改善命令等の行政処分は実施され ず、前年度に比べて苦情率が低下して いることから、債権回収会社の許可審 査及び適切な監督による暴力団員等の 排除が徹底され、過酷な取り立てを防 止することに寄与したと評価できる。 ○今後も、営業許可の審査及び許可後 の債権回収会社に対する立入検査や回 収先（債務者）に対するヒアリング等 を効率的・積極的に実施し、債権回収 会社による過酷な取り立てを防止する など、債権管理における債権管理回収 行為等の適正を確保する。	○債権管理回収業の 営業許可に係る審査 ○債権回収会社に対 する行政処分 ○債権回収会社に対 する立入検査 ○債権回収会社の回 収状況調査
									苦情の申立て件数 (件)	37	39	40		
									(内訳) 行為規制に關するもの(件)	32	34	39		
									行為規制以外に 關するもの(件)	1	2	0		
									その他(件)	4	3	1		
									苦情率(%)	82.2	60.0	52.6		
				回収先 (債務 者) ヒア リングに よる回収 状況把握	P	—	年度ごと		ヒアリング実施件 数(累計)(件)	51	81	105		
							年度ごと		行政処分の件数 (件)	0	0	0		
				債権回収 会社に対 する行政 処分の件 数	P	—	年度ごと		営業許可審査件数 (件)	14	20	11		
							年度ごと		審査件数(累計) (件)	45	65	76		
				債権管理 回収業の 営業許可 審査件数	P	—	年度ごと		実施会社数(社)	14	16	23		
							年度ごと		実施会社数(累 計)(社)	17	33	56		
							年度ごと		実施率(%)	37.8	50.8	64.8		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等						評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次								
1-(5)	民事法律 扶助事業 の推進	(基本目標) 民事法律扶助事業の 適正な運営によっ て、資力に乏しい者 の「裁判を受ける権利」 の実質的保障を図る。 (達成目標) 民事法律扶助事業の 適正な運営を確保する。	C	法律相談 援助件数	P	—	年度ごと	区 分	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	○平成14年度の援助申込、代理援助、 書類作成援助及び法律相談援助の各件 数は、いずれも13年度と比べて大幅に 伸びており、他方で急増している自己 破産者事件における書類作成援助の活用 促進等、事業の効率的執行のための 工夫もなされている。また、14年度に 終結した代理援助事件の結果について は85.2パーセント（13年度は84.5パー セント）の事件が勝訴、和解など被援助 者の権利が実現される方向で終結して いる。これらのことは、民事法律扶助 事業に対する需要の増加に対し、財 団法人法律扶助協会が適切に対応し、 事業を遂行していることを表してい る。 ○償還金収入は民事法律扶助の主要な 財源となっており、平成14年度償還金 収入は37億円を超え、13年度を10億円 上回り、償還率も向上している。この ことは、扶助協会において、立替金債 権を適正に管理し、償還金収入の確保 に努めていることを示すものである。 ○上記より、平成14年度の民事法律扶 助事業は適正に実施されたものと評価 できる。	○財団法人法律扶助 協会に対する補助金 の交付	
					法律相談援助件数 (件)	12,552	22,362	35,505	49,802	58,158						
					代理援助 件数	P	—	年度ごと	代理援助開始決定 件数(件)	10,079	12,744	20,098	29,855			35,820
					書類作成 援助開始 決定件数	P	—	年度ごと	書類作成援助開始 決定件数(件)	—	—	163	1,063			1,870
					立替金の 償還額	P	—	年度ごと	償還金収入額(百万 円) (償還率、%)	1,216	1,457	1,889	2,709 (23.0)			3,704 (24.5)
2-(1)	被害者等 通知制度 の適切な 運用	(基本目標) 被害者等に刑事事件 の処分結果等必要な 情報を通知すること によって、刑事司法 に対する被害者等を 含めた国民の理解と 信頼を得るととも に、刑事司法の適正 かつ円滑な運営を推 進する。 (達成目標) —	C	事件の処 分結果等 を通知し た者の数	P	—	年度ごと	区 分	H13 年度	H14 年度	(注) 通知者の総数が希望者の総数を 上回っているのは、同一者に対して実 施した複数回の通知（例：捜査処理を 通知した後、公判期日を通知）を別々 にカウントしているためである。			○通知件数等については、事件数、被害 者の希望及び犯罪の性質等の外部要 因に影響されるので、予め数値目標を 設定する目標達成度評価にはなじまな いが、本施策の活動実績を示すデータ の一つとして掲載する。 ○通知者に提供できる情報や通知方法 など制度の問題点を拾い上げ、改善す べき点を検討し、刑事司法の適正かつ 円滑な運営に向けた取組みが必要 ○通知希望者に対して通知しなかつた 数を把握できるようにするなどの統計 方法の見直しを検討する。	○被害者等に対する 刑事事件の処分結果 等の通知 ○法務省ホームペー ジ、パンフレットに よる広報	
					通知を希望した者の 数(人)	43,085	47,557									
					実際に通知した者の 数(人)	74,567	75,991									
					通知総数(件)	80,731	79,020	(注) 通知者数と通知件数の差異はカ ウント方法の違い（例：同一者に対 して同一機会に2件の通知を行った場 合、通知者数は1、通知件数は2、同 一者に2件の通知を別々に行った場 合はそれぞれ2とカウントする）によ る。なお、受刑者の釈放については平 成13年10月からのカウントである。								
					(内訳) 事件の捜査処 理(件)	36,891	35,831									
					公判期日(件)	19,519	17,534									
					裁判結果(件)	23,896	24,496									
	受刑者の釈放 (件)	425	1,159													

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段																																																
							基準年次	達成年次																																																			
2-(2)	検察広報 の積極的 推進	(基本目標) 検察に対する国民の 理解を深め、国民の 信頼を高める。 (達成目標) 全国の各検察庁にお いて、効果的な広報 活動を実施する。	C	実施状況 (各種広 報活動の 実施回 数、参加 延べ人 数、ホー ムページ アクセス 件数等)	P	—	年度ごと		○全国検察庁59庁のうち、52庁（最高検察庁、高等検察庁4庁、地方検 察庁47庁）が検察広報活動を実施し、延べ実施回数は396回、延べ参加人 数は約10,900人。広報活動の内訳は、移動教室201回、出前教室23回、刑 事裁判傍聴24回、庁内見学91回、各種説明・講演40回、新聞等への寄稿 8回、その他9回 ○より効果的な広報活動を実施するために、庁独自のパンフレットの作 成、庁舎見学時の説明時におけるパソコン利用、各教育機関等への移動 教室案内文書の送付、移動教室実施前に質問内容を送付する等の工夫を 積極的に実施している例もある。 ○平成14年8月、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、移 動教室や広報ビデオ等の紹介を行っている。14年度中のアクセス件数は 77,645件 ○大規模庁の広報体制を強化するため、平成14年度から東京、大阪、名 古屋、福岡の各地方検察庁に検察広報官が新設され、報道機関からの取 材対応を担当する次席検事を補佐するとともに、移動教室等各種広報活 動の実施、調整及び企画立案を専門に担当 ○検察の職務や刑事手続の流れを簡潔に描いた内容の一般広報用ビデオ を作成し、宣伝用リーフレットとともに全国の検察庁に配布	○52の検察庁において、移動教室、出 前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々 な検察広報活動が実施された。そし て、検察広報官が新設された庁にお いては広報窓口が検察広報官の下に一本 化され、また、移動教室や庁舎見学等 においては参加者の要望に沿ったプロ グラムを実施できるように調整するこ とで、より効率的で効果的な検察広報 活動が行われた。さらに、検察庁ホー ムページの開設によって、より幅広い 層の国民に対して広報が行われるこ ととなった。以上のことから検察に対す る一般国民の関心・興味は高まりをみ せていると考えられる。 ○本施策については、今後も59庁すべ ての検察庁で実施できるように積極的 に展開していくとともに、より効果的な検 察広報活動の在り方を検討しながら実 施していき、「検察に対する国民の理解 を深め、国民の信頼を高める」ために更 なる努力をしていく方針である。	○広報活動（移動教 室、出前教室等）の 実施 ○検察庁ホームペー ジの開設 ○検察広報官の新設 ○検察庁用広報ビデ オの配布																																																
2-(3)	矯正施設 における 職業教育 の充実強 化	(基本目標) 受刑者職業訓練を充 実強化する。 (達成目標) 労働需要に沿うよう 訓練種目を見直し、 訓練種目を多様化さ せる。	P	訓練種目 数	P	—	年度ごと		○平成14年度中に、溶接、電気工事、自動車整備、建築、製版・印刷、 木材工芸、建設機械、理容、美容、介護サービス、情報処理等54種目 （うち女子受刑者訓練種目4）の職業訓練を実施 ○労働需要について調査を行い、生産工程・労務作業における欠員率 に着目したところ、建設業において最も欠員率が高かったため、短期間 で技能習得が可能な建造物のく体工事に係る職業的知識、技能を習得さ せるとともに、雇用情報の提供を併せて行う就職支援コース科職業訓練 の実施庁を1庁増加させ、半自動溶接機やパソコン等の職業訓練用機器 の更新整備を行って、訓練受講機会の拡大を図った。	○新規職業訓練の開講は、特別な設備 や訓練場所の確保を要するため、現下 の過剰収容にあっては、新規開講が困 難である中、労働需要が高く短期間で 技能習得が可能な就職支援コース科の 実施庁を増やしたことは、時代の要請 に見合う職業訓練の受講機会を拡大 し、受刑者の改善更生や社会復帰に資 しているものと評価できる。 ○男女共同参画社会の実現や福祉の充 実に向けた福祉サービスの拡充が叫ば れる中、女子受刑者の職業訓練につい ては、フォークリフト運転科、介護サー ビス科等の職業訓練を実施し、女子受刑 者の職業訓練の充実にも努めている。 ○職業訓練生において、資格又は免許 の取得人員が前年度を上回り、しかも 高い合格率となっていることから、受 刑者の改善更生や社会復帰に資するも のであると評価できる。 ○現在、資格又は免許の取得を目的と した職業訓練は、主に初犯受刑者が収 容されている施設を中心に実施されて いることから、引き続き労働需要に関 する情報の収集・分析を行い、過剰収 容下においても実施可能で就職に有利 となる訓練種目の企画立案を行い、併 せて、累犯受刑者や女子受刑者の訓練 受講機会の更なる拡大を図る必要があ る。	○刑務所等における 職業訓練の実施 ○職業訓練の種目数 の増加による訓練受 講機会の拡大																																																
				職業訓練 の修了者 数	P	—	年度ごと		<table><tr><th>区 分</th><th>H10 年度</th><th>H11 年度</th><th>H12 年度</th><th>H13 年度</th><th>H14 年度</th></tr><tr><td>職業訓練修了者数 (人)</td><td>1,585</td><td>1,762</td><td>1,654</td><td>1,671</td><td>1,952</td></tr></table>	区 分	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	職業訓練修了者数 (人)	1,585	1,762	1,654	1,671	1,952	(注) () は受験 者数																																					
区 分	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度																																																						
職業訓練修了者数 (人)	1,585	1,762	1,654	1,671	1,952																																																						
				職業訓練 修了者 における 免許取得 状況	C・M	—	年度ごと		<table><tr><td>危険物取扱者(人)</td><td>284 (408)</td><td>324 (448)</td><td>331 (446)</td><td>160 (179)</td><td>178 (220)</td></tr><tr><td>溶接技能者(人)</td><td>261 (307)</td><td>356 (406)</td><td>238 (279)</td><td>212 (262)</td><td>223 (271)</td></tr><tr><td>ボイラー技師(人)</td><td>116 (131)</td><td>103 (120)</td><td>100 (118)</td><td>117 (125)</td><td>119 (134)</td></tr><tr><td>自動車整備士(人)</td><td>88 (91)</td><td>115 (124)</td><td>78 (86)</td><td>81 (83)</td><td>95 (98)</td></tr><tr><td>理容師(人)</td><td>39 (39)</td><td>44 (44)</td><td>54 (56)</td><td>38 (46)</td><td>49 (51)</td></tr><tr><td>その他(人)</td><td>1,260 (1,362)</td><td>1,242 (1,362)</td><td>1,141 (1,268)</td><td>1,298 (1,484)</td><td>1,265 (1,467)</td></tr><tr><td>合計(人)</td><td>2,048 (2,338)</td><td>2,184 (2,504)</td><td>1,942 (2,253)</td><td>1,906 (2,179)</td><td>1,929 (2,241)</td></tr><tr><td>合格率(%)</td><td>87.6</td><td>87.2</td><td>86.2</td><td>87.5</td><td>86.1</td></tr></table>	危険物取扱者(人)	284 (408)	324 (448)	331 (446)	160 (179)	178 (220)	溶接技能者(人)	261 (307)	356 (406)	238 (279)	212 (262)	223 (271)		ボイラー技師(人)	116 (131)	103 (120)	100 (118)	117 (125)	119 (134)	自動車整備士(人)	88 (91)	115 (124)	78 (86)	81 (83)	95 (98)	理容師(人)	39 (39)	44 (44)	54 (56)	38 (46)	49 (51)	その他(人)	1,260 (1,362)	1,242 (1,362)	1,141 (1,268)	1,298 (1,484)	1,265 (1,467)	合計(人)	2,048 (2,338)	2,184 (2,504)	1,942 (2,253)	1,906 (2,179)	1,929 (2,241)	合格率(%)	87.6	87.2	86.2	87.5	86.1	
危険物取扱者(人)	284 (408)	324 (448)	331 (446)	160 (179)	178 (220)																																																						
溶接技能者(人)	261 (307)	356 (406)	238 (279)	212 (262)	223 (271)																																																						
ボイラー技師(人)	116 (131)	103 (120)	100 (118)	117 (125)	119 (134)																																																						
自動車整備士(人)	88 (91)	115 (124)	78 (86)	81 (83)	95 (98)																																																						
理容師(人)	39 (39)	44 (44)	54 (56)	38 (46)	49 (51)																																																						
その他(人)	1,260 (1,362)	1,242 (1,362)	1,141 (1,268)	1,298 (1,484)	1,265 (1,467)																																																						
合計(人)	2,048 (2,338)	2,184 (2,504)	1,942 (2,253)	1,906 (2,179)	1,929 (2,241)																																																						
合格率(%)	87.6	87.2	86.2	87.5	86.1																																																						
									</																																																		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2-(4)	矯正施設 における 教育活動 の推進	(基本目標) 矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化する。 (達成目標) 被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムや教育課程を整備する。	P	基本目標に係るテーマを設定し実施された会議、調査・研究における教育プログラムの進捗よく状況	P	—	年度ごと		○平成14年4月から15年3月にかけて、矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所計16庁において合計102名の職員により、被害者の視点を取り入れた指導を行うための指導要領作成に係る調査・研究を実施 ○各施設においては、指導実践を通して、また、研究授業の開催、矯正管区との打ち合わせを行い、受刑者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対して謝罪の気持ちを深めさせるための指導方法、指導用教材、指導計画、指導要領等の見直しを検討。本調査研究においては、教育プログラムの再検討に際して、個別指導の必要性、グループ指導の在り方といった観点が必要であるとされた。 ○平成14年5月から15年3月にかけて、矯正局の指定した矯正管区において当該管区及び同管内少年院3庁の職員合計23名により、「被害者の視点を取り入れた教育」に関する調査研究（研究授業、意見交換会等）を継続的に実施し、少年院における教育プログラムの調査、指導案、指導要領等の見直しと検討、研究授業等の実施、教育内容の体系化等について協議。本調査研究においては、現在上記矯正管区を中心に、非行の違いによる加害少年の意識の違いや、被害者の様態を踏まえた効果的な働きかけの在り方、被害者感情等被害者の現状に関する情報の収集といった観点から、教育プログラムの在り方を整理 ○上述した3庁の少年院で、被害者の視点を取り入れた指導に関する公開授業を開催し、矯正管区、家庭裁判所、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所等関係職員計89名により、指導計画や授業内容に係る研究討議を実施。当該公開授業に出席した関係機関からの意見を踏まえ、指導内容等について検討	○調査研究においては、被収容者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対する謝罪の気持ちを深めさせるために、対象者に応じたプログラム、個別指導の必要性、グループ指導の在り方、視聴覚教材の有効性や外部講師との連携方法、被害者に関する情報収集が課題として挙げられていることから、平成15年度は、14年度に提出されたこれらの課題解決の方策を検討しつつ、被害者の視点を取り入れた教育プログラム（16年度に各矯正施設に整備予定）をより効果的なものとするため、引き続き調査研究を行う予定である。	○被害者の視点を取り入れた教育プログラムの整備及びそのための調査・研究

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段																										
							基準年次	達成年次																													
2-(5)	更生保護活動の推進	(基本目標) 保護観察対象者の改善更生を促進する。 (達成目標) 保護観察処遇の充実強化を図る。	C	分類処遇・類型別処遇の充実化のための施策の実施状況	P	—	年度ごと		○分類処遇（保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度）については、分類票の判別精度をより向上させるために大規模な調査を行い、全国の保護観察所に調査への協力を依頼し、約5,700人分のデータを収集 ○類型別処遇（覚せい剤関係や暴力組織関係等、保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度）については、より効果的な処遇の実施を図るため、処遇要領を全部改正し、新たな類型項目として「高齢」、「ギャンブル等依存」等を加えたり、「家庭内暴力」、「無職」等の類型の認定対象を広げる等、近年の社会情勢に合ったものに拡充するとともに、保護観察官及び保護司向けの類型別処遇マニュアルを作成	○保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり、保護観察を実施する期間も異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。 ○分類処遇については、平成14年度に実施した調査の結果分析を15年度に行い、制度改正の材料とする予定である。類型別処遇については当初の予定どおり制度改正を行った。今後は改正の趣旨を活かしつつ、本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。 ○社会参加活動については、福祉施設における奉仕活動を中心に多岐にわたっている。活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、概ね肯定的であり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな役割を果たしていると考えられる。今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫する必要がある。 ○各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が挙がっているとの報告がなされている。今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討	○「分類処遇」「類型別処遇」両制度の充実化 ○社会参加活動、各種集団処遇の積極的な実施																										
				社会参加活動、各種集団処遇の実施状況		P	—	年度ごと	<table><tr><th>区 分</th><th>H13 年度</th><th>H14 年度</th></tr><tr><td>社会参加活動実施庁（庁）</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>社会参加活動実施回数（回）</td><td>506</td><td>513</td></tr><tr><td>社会参加活動参加人数（人）</td><td>1,578</td><td>1,587</td></tr></table> ○社会参加活動の具体例：特養ホーム等の福祉施設における介護・清掃等の奉仕活動、知的障害者授産施設での共同作業、農作業体験等 ○平成14年度には全国の保護観察所の所管課長会議及び保護司の研修会において、社会参加活動の充実強化を図るため、その効果的な実施方法等について協議 ○各種集団処遇については、交通講習が全国の保護観察所において実施されたほか、各庁の実情に応じ、酒害・薬害教育、社会生活技能訓練等、多様な集団処遇が展開された。			区 分	H13 年度	H14 年度	社会参加活動実施庁（庁）	50	50	社会参加活動実施回数（回）	506	513	社会参加活動参加人数（人）	1,578	1,587														
	区 分	H13 年度	H14 年度																																		
	社会参加活動実施庁（庁）	50	50																																		
社会参加活動実施回数（回）	506	513																																			
社会参加活動参加人数（人）	1,578	1,587																																			
(達成目標) 保護観察対象者の就業を確保する。	保護観察対象者に対する就労指導の実施状況（保護観察終了者全体に占める無職者の割合）	P	—	年度ごと	<table><tr><th>区 分</th><th>H12 年度</th><th>H13 年度</th><th>H14 年度</th><th>(注)</th></tr><tr><td>全体（％）</td><td>21.8</td><td>21.8</td><td>22.9</td><td>1号観察：家裁決定により保護観察に付された者</td></tr><tr><td>1号観察（％）</td><td>13.9</td><td>13.9</td><td>14.4</td><td>2号観察：地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許可された者</td></tr><tr><td>2号観察（％）</td><td>25.6</td><td>25.7</td><td>25.7</td><td>3号観察：地方更生保護委員会の決定により仮出獄を許可された者</td></tr><tr><td>3号観察（％）</td><td>29.7</td><td>29.2</td><td>31.4</td><td>4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され保護観察に付された者</td></tr><tr><td>4号観察（％）</td><td>35.3</td><td>34.8</td><td>37.9</td><td></td></tr></table> ○保護観察対象者に社会生活技能訓練等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導 ○平成12年度以降、完全失業率が上昇を続けている中で、保護観察終了者に占める無職者の割合も横ばいないし上昇傾向にある。	区 分	H12 年度	H13 年度	H14 年度	(注)	全体（％）	21.8	21.8	22.9	1号観察：家裁決定により保護観察に付された者	1号観察（％）	13.9	13.9	14.4	2号観察：地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許可された者	2号観察（％）	25.6	25.7	25.7	3号観察：地方更生保護委員会の決定により仮出獄を許可された者	3号観察（％）	29.7	29.2	31.4	4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され保護観察に付された者	4号観察（％）	35.3	34.8	37.9		○外部要因の影響が大きく、数値目標が設定できないので、目標達成のために行った活動の実施状況を評価する。 ○今後も保護観察対象者の就業の確保に資するため、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。 ○全国の協力雇用主数は平成15年4月1日現在でみると、前年に比べ、93名増加しており、広報活動による一定の成果が上がっている。一方、現下の経済社会情勢等の影響と思われるが、被雇用者は23名減少している。そのため、今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても、保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求めていく必要があると考えられる。	○保護観察対象者に対する就労指導の充実 ○協力雇用主の確保
	区 分	H12 年度	H13 年度	H14 年度	(注)																																
全体（％）	21.8	21.8	22.9	1号観察：家裁決定により保護観察に付された者																																	
1号観察（％）	13.9	13.9	14.4	2号観察：地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許可された者																																	
2号観察（％）	25.6	25.7	25.7	3号観察：地方更生保護委員会の決定により仮出獄を許可された者																																	
3号観察（％）	29.7	29.2	31.4	4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され保護観察に付された者																																	
4号観察（％）	35.3	34.8	37.9																																		
	確保した協力雇用主の数	P	—	年度ごと	<table><tr><th>区 分</th><th>H14 4月1日</th><th>H15 4月1日</th></tr><tr><td>協力雇用主数（人）</td><td>4,957</td><td>5,050</td></tr><tr><td>被雇用者数（人）</td><td>446</td><td>423</td></tr></table>	区 分	H14 4月1日	H15 4月1日	協力雇用主数（人）	4,957	5,050	被雇用者数（人）	446	423																							
区 分	H14 4月1日	H15 4月1日																																			
協力雇用主数（人）	4,957	5,050																																			
被雇用者数（人）	446	423																																			

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等					評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次							
		(基本目標) 保護司制度を充実強化する。	P	保護司の充足率	P	—	年度ごと	区 分	H13	H14	H15	○保護司の人数は平成15年1月1日現在49,205人であり、その充足率は上昇傾向にあるが、保護司再任年齢に一律に上限を定めたことから多数の保護司の退任が予定される16年度までにさらに充足率を高めることが求められる。 ○全保護司のうち、女性が占める割合は増増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の比率の向上に努める必要がある。 ○保護司の平均年齢に大きな変動はないが、60歳以上の保護司が68.6パーセントに達しており、今後ともこれまでと同様の取組を進め、若年層の保護司を確保することが課題である。	○パンフレット等を使用した広報 ○保護司組織と一体となった保護司適任者の開拓		
		保護司の充足率(%)		92.9		93.3	93.7								
		保護司の平均年齢(才)		63.2		63.3	63.2								
		全保護司に占める女性保護司の割合(%)		23.9		24.2	24.6								
		(達成目標) 保護司を適正に確保する。													
		(達成目標) 保護司に対し、充実した研修を実施する。		研修カリキュラム、研修教材の充実のための取組の実施状況	P	—	年度ごと	○各保護観察所において、保護司研修要綱に基づき体系的な保護司研修（新任研修、第一次研修等）を実施 ○保護司研修の実情の把握及び今後の保護司研修の在り方の検討に資するため、研究会・会同等において全国の保護司会の代表者及び保護観察所から意見を聴取 ○保護司向けの研修教材として「更生保護」誌等を作成し全保護司に配布 ○新任保護司のために研修用ビデオ（保護観察、環境調整、犯罪予防活動について具体的理解を促し実践が可能な内容）を作成し、全保護区並びに地方更生保護委員会及び保護観察所の全庁に配布 ○保護観察対象者の持つ問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様、環境条件等によって類型化して、各類型の特性に焦点を当てた効率的な処遇を行う「類型別処遇制度」の見直しが行われたのに合わせ、保護司用の類型別処遇マニュアルを作成し、これまでの10類型と新たに追加された3類型について、実際の処遇に役立つよう具体的な処遇方針や関係機関・社会資源の活用方法について解説 ○更生保護のあらましをはじめ、保護観察関係法規、保護観察・環境調整の進め方や関係書類の見方・書き方などまで、保護司活動を全般的に網羅した手引書「保護司のてびき」（全5冊）の全巻を改訂し、より分かりやすく読みやすい内容とした。					○新任保護司研修用ビデオについては、各保護区や保護観察所等で積極的な視聴が行われており、今後も同ビデオを使用した、より効果的な研修の在り方等について検討するなどして、同ビデオの効果を最大限引き出せるよう配慮したい。 ○各種・各層の研修において「類型別処遇マニュアル」の内容について研修が実施されており、今後もさらに積極的な研修の展開が期待できる。 ○保護司のニーズとして「実践的なカリキュラム」「研修日数の増加」が挙げられているほか、研修を実施・支援する保護観察所からは、これに加え、「それぞれの研修の実施に当たって保護司のニーズをきめ細かく反映させる」といった意見・要望が多い。これらを踏まえ、分かりやすく、実践的なカリキュラム・研修教材の開発を継続したい。	○体系的な保護司研修の実施 ○研修教材の新規作成、改訂 ○研修に対するニーズの把握	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次				
		(基本目標) 犯罪予防活動を助長する。 (達成目標) 更生保護ボランティア団体の活動を促進する。	C	活動促進のための支援の実施状況	P	—	年度ごと		○各都道府県等において、更生保護婦人会員やBBS(青年ボランティア)会員等を対象とする研修・協議会等を開催(各団体と共催)し、活動に必要な知識の習得及び活動事例等に関する情報交換を支援 ○更生保護婦人会やBBS会が行う「ミニ集会活動」、「子育て支援活動」、「ともだち活動」、「グループ活動」などの実施に当たり、企画・運営に関する助言、活動に必要な知識等の情報提供及び地方公共団体等の関係機関への協力依頼を通じて支援を実施。さらに、関係機関・団体等との円滑な連携のもとに実施されている活動や地域性豊かな活動など各地で実施されている先駆的あるいは特徴的な活動事例を取り上げ、協力いただいた学校等教育機関、公立図書館、自治体のほか、全国の会員に対して、特に広報するなどした。	○全国レベルの研修参加者から「中央の研修で得た知識を県や各地区の研修会で紹介し、各地での活動に活かしたい」といった意見が出されている。ボランティア組織が情報を共有し意見交換を行うことは各地区活動の活性化をはかる上で有意義であり、今後も各団体のニーズにあった研修の実施に向けた支援が求められる。 ○法務省からの助言・協力を踏まえ、更生保護婦人会等が実施している活動については、多彩で幅広い展開が見られ、各団体から「広く地域の関係機関との連携を意識して活動を行うことができた」といった意見が寄せられており、今後とも各団体の自発性、自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化が図られるよう支援する必要がある。	○各種研修・協議会の開催及び開催支援 ○各種活動の実施支援	
		年度ごと					区 分	H13	H14	○全国における各地区実施委員会を構成する機関・団体数は、過去5年間でみると横ばいであるが、数多くの地方自治体や民間団体の幅広い参加を得ており、本運動が地域社会に確実に浸透していることがうかがえる。 ○各地で創意工夫を凝らした行事が行われている一方、主な行事の参加人員は減少傾向(各地区実施委員会からは「運動の参加者に偏りがある」という報告が寄せられている)にあり、運動の在り方にはなお検討の余地が残されている。	○中央実施委員会の開催 ○広報活動の実施 ○広報用ポスター等の作成 ○全国作文コンテストの実施	
		年度ごと					街頭広報活動(千人)	1,034	774			
		(達成目標) 社会を明るくする運動への参加を促進させる。	社会を明るくする運動の参加団体数	CM	—	年度ごと		都道府県(団体)	5,181	5,138		
		年度ごと				市町村(団体)	31,558	32,277				
		年度ごと				ミニ集会(住民集会含む、千人)	930	756				
		(基本目標) 更生保護施設整備を促進する。 (達成目標) 老朽化した更生保護施設の整備を促進する。	P	14年度に改築又は補修事業が完了した施設数	P	7施設	年度ごと		街頭広報活動(千人)	1,034	774	
							年度ごと		ミニ集会(住民集会含む、千人)	930	756	
							年度ごと		講演会(千人)	214	192	
		(基本目標) 更生保護施設整備を促進する。 (達成目標) 老朽化した更生保護施設の整備を促進する。	P	14年度に改築又は補修事業が完了した施設数	P	7施設	年度ごと		弁論大会・標語募集等(千人)	322	288	
							年度ごと		スポーツ大会(千人)	303	250	
							年度ごと		その他(千人)	1,888	1,438	
		(基本目標) 更生保護施設整備を促進する。 (達成目標) 老朽化した更生保護施設の整備を促進する。	P	14年度に改築又は補修事業が完了した施設数	P	7施設	年度ごと		合計(千人)	4,694	3,701	
							年度ごと		老朽化し、改築・補修の緊急性が高い更生保護施設7施設に対し、更生保護施設整備費補助金(事業費総額944,516千円に対して補助金338,700千円)を交付し、当該施設を設置経営する更生保護法人、同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言、指導を行い全面改築(3施設)、内外装の補修(4施設)を完了	○本事業実施施設においては、躯体の損傷、採光、通気性等の安全面、衛生面の問題が改善され、加えて、各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど居住・処遇環境の一層の充実が図られたことにより、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸長にも資することが期待される。 ○改修、補修を必要とする施設がなお45施設あることから、その計画的な整備を推進していく必要があり、また、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環として、地域住民との交流を促進するための集会室の整備等を推進していく必要がある。	○更生保護施設整備費補助金の交付	
							年度ごと		老朽化し、改築・補修の緊急性が高い更生保護施設7施設に対し、更生保護施設整備費補助金(事業費総額944,516千円に対して補助金338,700千円)を交付し、当該施設を設置経営する更生保護法人、同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言、指導を行い全面改築(3施設)、内外装の補修(4施設)を完了	○本事業実施施設においては、躯体の損傷、採光、通気性等の安全面、衛生面の問題が改善され、加えて、各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど居住・処遇環境の一層の充実が図られたことにより、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸長にも資することが期待される。 ○改修、補修を必要とする施設がなお45施設あることから、その計画的な整備を推進していく必要があり、また、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環として、地域住民との交流を促進するための集会室の整備等を推進していく必要がある。	○更生保護施設整備費補助金の交付	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
2-(6)	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施	(基本目標) 観察処分を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。 (達成目標) －	P	オウム真理教の組織、活動の実態、危険性 (麻原の影響力、危険な綱領の保持など)、欺瞞性及び閉鎖性の解明度合い	P	－	年度ごと		○公安調査庁は平成14年度に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第7条第2項に基づき合計23回、30施設について延べ901名の公安調査官を投入し182時間にわたって検査を実施。その結果は以下のとおりである。観察処分の実施以降、教団は拠点施設から撤退したり公然と信者の勧誘を行うことや危険な教義の実現に向けた準備行動を控えざるをえない状況にあり、教団名を秘匿した勧誘活動の活発化は見られるものの、信者数自体は微増するにとどまっている。しかしながら、教団は、依然として松本・地下鉄サリン事件の首謀者である麻原を絶対帰依の対象とし、同人の確立した殺人を勧める危険な教義、修行体系を維持するなど、その危険な本質は、観察処分決定時と変わらないことが明らかとなった。さらに、教団は、今なお出家信徒と外部との連絡を遮断して管理下の施設に集団居住させるなどしており、依然として、その組織体質は極めて閉鎖的である。また、団体規制法第5条第3項に基づいて提出された報告書には教団管理下の施設のうち9施設について報告がなく、教団の資産及び負債についての会計帳簿上の記載が破産管財人への経済活動に関する報告と齟齬をきたすなどしており、虚偽的・欺瞞的な体質には変化はない。	○立入検査等の実施により教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為におよぶ危険性があることを明らかにした。この結果、教団の活動状況を継続して明らかにするためには、引き続き教団を公安調査庁長官の観察に付す必要があると判断し、公安審査委員会に観察処分の期間更新を請求し、同委員会から期間更新（平成18年1月31日まで）の決定を得た。	○団体規制法に基づく観察処分の実施（同法第7条第2項に基づく立入検査の実施及び同法第5条第3項に基づく報告書の徴収）
		(基本目標) 内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保に関わる情報の政府機関への適切な提供に努める。 (達成目標) －	P	提供情報の迅速性、適時性、正確性	P	－	年度ごと		○公安調査庁は、日朝首脳会談において、金正日総書記が日本人の拉致、武装工作船について自認し、国家として不法活動に携わっていたことが明らかになったことや、パリ島爆弾テロ事件で日本人に死傷者が出たことなどを受けて、北朝鮮、朝鮮総聯の動向などに関する情報や、我が国の安全、一般国民の生命・財産に関して重大かつ深刻な脅威となりつつある国際テロに関する情報の収集を最重要課題として位置付け、特別体制をとるなど、より迅速かつ適時に情報を収集・分析できるよう体制を強化 ○上記の体制強化方策の推進によって得られた内外情勢やその分析結果については、官邸・内閣官房等に対して直接報告したのをはじめ、政府内部における各種会議（例：内閣情報会議）の場を通じて、あるいは職員が関係省庁に赴いて提報するなど、政府機関に適時に提出 ○平成14年4月に「国際テロリズム要覧」を、同年12月に「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ記者発表して公表したのをはじめ、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種印刷物を政府・関係機関等に配付。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載	○政府・関係機関に対して提供してきた北朝鮮、朝鮮総聯に関する情報のうち、特に重要なものについては、公安調査庁長官が、内閣総理大臣や内閣官房長官等に対し、継続して直接報告を行うことにより、情報提供の迅速・適時性を確保できた。また、国際テロ関係においても、政府関係会議等の場において適時に情報を提供した。 ○公安調査庁においては、北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、上記のような成果を上げてきた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量ともに一層充実させる必要があると考えている。	○北朝鮮・国際テロ分野に重点化した情報収集体制の強化 ○収集した情報の政府関係機関等に対する迅速な提供

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
3-(1)	外国人の円滑な受入れ	(基本目標) 外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。 (達成目標) 専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図る。	C	専門的、技術的分野の外国人労働者の入国・在留に係る施策 (法務省告示の一部改正、入管法の特例措置、入管法の改正)の実施状況	P	専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現	年度ごと		○外国人IT技術者については、平成13年12月28日、法務省令を改正し、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人が、平成13年法務省告示第579号（以下「法務大臣告示」という。）をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとした。法務大臣告示では、我が国が実施する情報処理技術試験及びシンガポールの機関が認定する資格（13年）に加えて、14年度において、韓国の機関が認定する資格及び中国の機関が実施する試験を上陸許可基準の特例措置の対象として規定した。 ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）において産学連携が推進されている地域において研究活動や当該研究活動と合わせて経営活動を行おうとする外国人研究者について「特定活動」の資格を付与し、「永住者」等の在留資格を除き3年を超える在留期間を付与できないことになっている出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）の特例措置として、法務省令で定めるところにより、最長5年の在留期間を付与できることとした。 ○従来から、外国人の上陸又は在留に関する許可等の審査において、提出された書類の記載内容に疑義がある場合等にあつては、地方入国管理局の入国審査官が外国人本人又は関係者の出頭を求めて質問をし、関係機関に必要事項を照会するなどして任意の行政調査を実施していたが、今後、このような調査が更に重要になることにかんがみ、これらの調査的確かかつ円滑な実施を確保するために、法務大臣が入国審査官に事実調査をさせることができる根拠を法律上明確にしておくこととし、また、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正（平成14年3月1日施行）を行い、14年度においては、改正入管法を確実に履行した。	○改正告示により、従来は、大卒等の経歴等を有さなければ「技術」に係る上陸許可基準に適合せず入国できなかった韓国の機関が認定する資格取得者及び中国の機関が実施する試験合格者の入国が認められるようになったこと、また、改正入管法の施行により入国審査官に対する事実調査の権限の付与、法務大臣の許可権限の地方入国管理局長への一部委任が行われたことにより、審査業務の円滑・適正化が一層推進され、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ることができた。 ○法務大臣告示をもって定める情報処理技術に関する外国の試験等については、15年3月31日現在、フィリピン、ベトナムについて特例措置の対象にするか否か検討中である。 ○今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極めつつ、社会のニーズ等に応える外国人の受入れを図る施策を実施していく必要がある。	○外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正 ○特区法による入管法の特例措置の実施 ○審査の迅速・適正化に向けた改正入管法の施行

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等							評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次									
		(達成目標) 研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図る。		研修制度及び技能実習制度に係る施策（技能実習移行対象職種の拡大、改正入管法の施行）の実施状況	P	研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現	年度ごと		区 分	H 5 年	H 6 年	H 7 年	H10年	H12年	H14年	○平成14年度において、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、技能実習移行対象職種は62職種に拡大され、その施策によって、従来は、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことが可能となった。 ○改正入管法の施行により、入国審査官に事実調査の権限が付与されたことに伴い、我が国で真に研修又は技能実習を行うことを希望する者の受入れを確保するための実態調査を積極的に行うことが可能となり、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたと考えられる。 ○これらのことから、技能実習のために在留する外国人の登録者数は最近5年間で5倍以上となっており、技能実習制度の拡大とともに外国人登録者数も拡大していることから、本制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。 ○研修及び技能実習制度の適正化及びより一層の拡充を図るため、平成13年度には研修・技能実習全国総合実態調査を実施し、制度の実情及び問題点を把握するとともに、今後の制度のあり方の検討に必要な情報収集に努めたところであり、14年度からは同調査の結果を踏まえた研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技能実習制度の拡充等について、関係省庁と協力して検討を行っている。	○技能実習移行対象職種の拡大 ○審査の迅速・適正化に向けた改正入管法の施行
									技能実習移行対象職種数（職種）	46	47	53	55	59	62		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		(達成目標) 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。		学術・文化面にかかわる外国人の入国・在留に係る施策の実施状況	P	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現	年度ごと		○ワールドカップ開催中における円滑かつ適正な人の移動を実現するために下記の措置を採った。 ・平成14年5月15日から6月30日までの間、成田空港、仁川空港に両国政府が相互に出入国管理担当官を派遣し、希望する外国人を対象に入国許可の可否の事前確認を相手国において行う「プレクリアランス」を実施。我が国は14名の入国審査官を派遣し約29,000人の韓国人等に対して事前確認を実施 ・大会関係者に有効期間1年、滞在期間90日の数次査証を発給するとともに、事前審査によりA Dカード（施設立入証）の発給を受けた大会関係者に対しては大会期間中に日韓いずれかの国に入国した後、日韓間の移動に際しては査証を必要としない取扱いとした。 ・プレクリアランス及び後述の改正入管法に基づく厳格な出入国審査を実施することを確保した上で、14年5月15日から6月30日までの間、韓国人等の大会観客等に対して査証免除措置をとるとともに、同措置に基づいて上陸申請した者には新設した在留資格「短期滞在」に係る在留期間「30日」を付与 ・いわゆるフリーガンへの対策として国際的な競技会等に際し暴行等を行う可能性のある者の上陸を拒否し、また、上陸後、同行者を行った者を強制的に退去させるための上陸拒否事由及び退去強制事由（いわゆるフリーガン条項）を入管法に新設（平成14年3月1日施行）し、該当者の上陸を拒否（上陸拒否の実績（14年5月26日から6月30日まで）65名） ○平成13年3月、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）の一部を改正し、日本語学習を目的とする留学生・就学生の入国に関し、日本語教育機関の施設及び編成について審査及び証明を行う事業を認定する制度を導入、同年5月31日に財団法人日本語教育振興協会（日振協）を事業者として認定したことにより、留学生等を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める場合、日振協の審査結果を参考にできるようになり、業務の迅速化、効率化が図られ、14年度においては、告示を5回改正し、「留学」及び「就学」の在留資格に関して、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに63校を追加し、15年3月31日現在で法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は386校になった。 ○従来から、外国人の上陸又は在留に関する許可等の審査において、提出された書類の記載内容に疑義がある場合等にあつては、地方入国管理局の入国審査官が外国人本人又は関係者の出頭を求めて質問をし、関係機関に必要事項を照会するなどして任意の行政調査を実施していたが、今後、このような調査が更に重要になることがかんがみ、これらの調査の的確かつ円滑な実施を確保するために、法務大臣が入国審査官に事実調査をさせることができる根拠を法律上明確にしておくこととし、また、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正（平成14年3月1日施行）を行い、平成14年度においては、改正入管法を確実に履行した。 ○一部の教育機関において、学生の選抜に当たって勉強意欲の確認を十分に行っていないかったり、学生の所在やアルバイト先を把握しておらず在籍管理が不十分であったりなどしたため、平成14年度においても教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局に教育機関関係者の出頭を求め、選抜方法、在籍管理の改善・徹底に係る注意、指導を実施	○プレクリアランス並びに韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る新設在留期間「30日」の付与、入管法の改正によるフリーガンに対する上陸拒否事由、退去強制事由の新設により、学術文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとする。 ○入管法施行規則の一部改正等により財団法人日本語教育振興協会の審査結果を参考にできるようになった結果、平成14年度においても業務の簡素・合理化が図られ、留学生等の各種申請への対応により円滑かつ適正に対応できるようになった。また、改正入管法の施行により入国審査官に事実調査の権限が与えられたこと及び法務大臣の許可権限が一部地方入国管理局長に委任されたことにより一層円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献できたものとする。しかしながら、依然として受け入れた留学生等の在留状況の把握や指導が適正でない教育機関は散見されるので、引き続き教育機関を指導していく必要がある。 ○学術・文化・青少年交流は、今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生等、さらに研究者の受入れ促進のための諸施策を他の分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加えて、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援していくこととする。他方、留学生の入国・在留の許可は、教育機関において適正な教育が実施されることを前提として認められているものであるが、留学生が定員の過半数を占めている大学等から定員を超える在留資格認定証明書等の交付申請があった場合には、原則として定員の範囲内で外国人の受入れを行うよう指導することを引き続き検討する。	○プレクリアランスの実施 ○大会関係者に対する便宜措置（数次査証等の発給等）の実施 ○韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る在留期間30日の新設 ○国際競技大会等の円滑な実施を確保するための改正入管法の実施措置 ○「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正 ○審査の迅速・適正化に向けた改正入管法の施行 ○教育機関に対する指導

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
4-(1)	国の利害 に関係の ある争訟 の処理	(基本目標) 国の債権(租税債権 を含む。)又は債務 に関する争訟を適正 に処理する。 (達成目標) 国が有する債権を適 正に確保する。	P	認容率率 (国の債 権の判決 による容 認額/請 求額)	P	—	年度ごと		○訟務組織が処理した訴訟で平成14年度中に言渡しのある2,062の判決のうち、国の債権に関する訴訟(国が債権者として債務者である国民等に対し、金銭の支払を求めた事件)で確定した108の判決について求めた認容率率は91.7パーセント ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。	○個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。 ○認容率率は前年度に比べると7.7ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国の債権は、判決によりおおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○国の債権又は債務に関する訴訟の実施
		(達成目標) 国民の共通財産を適 正に回復(確保)す る。		認容率 (国民共 通の財産 を回復 (確保) した判決 の数/国民 共通の 財産に係 る訴訟の 数)	P	—	年度ごと		○訟務組織が処理した国民共通の共通財産に係る訴訟のうち平成14年度中に言渡しのある190の判決について求めた認容率は91.6パーセント ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。	○個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。 ○認容率は前年度に比べると2.2ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国民の共通の財産は、判決によりおおむね回復(確保)されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○国の債権又は債務に関する訴訟の実施
		(達成目標) 国の債務を適正額に 縮減する。		縮減率 (1ー (国の債 権の判決 による容 認額/国 の債務に 関する判 決にかか る訴えの 請求額))	P	—	年度ごと		○訟務組織が処理した国の債務に関する訴訟(国の適正な債務の適正な縮減を求めた事件)のうち、平成14年度中に言渡しがあり確定した282の判決について求めた縮減率は94.9パーセント ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。	○個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。 ○縮減率は前年度に比べると10.4ポイント高くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国の債務に関する訴えによる請求額は、判決により縮減されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○国の債権又は債務に関する訴訟の実施
		(基本目標) 争訟の処理を通じて 行政権行使の適法性 を確保する。 (達成目標) 租税の賦課処分の適 法性を確保する。	C	認容率 (1ー (租税の 賦課処分 取消判決 の数/租 税の賦課 処分取消 請求訴訟 の数))	P	—	年度ごと		○訟務組織が処理した租税の賦課処分の取消しを求める訴訟のうち、平成14年度中に言渡しがあった215の判決について求めた認容率は94.4パーセント ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。	○個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。 ○認容率は前年度に比べると0.9ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、租税の賦課処分の適法性は、判決によっておおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○租税の賦課処分に 関する訴訟の実施

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
		(達成目標) 情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性を確保する。		認容率 （１－ （開示 （不開 示）決定 処分取消 判決の数 ／情報公 開訴訟の 数））	P	－		年度ごと	○訟務組織が処理した開示（不開示）決定処分取消しを求める訴訟のうち、平成14年度中に言渡しがあった14の判決について求めた認容率は85.7パーセント ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。	○個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。 ○認容率は前年度に比べると35.7ポイント高くなったが、平成13年度はいわゆる情報公開法が施行されて1年目で、判決はわずか2件であったことから、前年度との単純な比較はできないものの、情報公開における開示（不開示）の適法性は、判決によっておおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○情報公開法における開示（不開示）決定に関する訴訟の実施
		(基本目標) 訟務事務処理体制を充実強化する。 (達成目標) 事件処理を迅速化する。	P	終了した本訴事件（第一審）の処理期間平均値	P	－		年度ごと	○訟務組織が処理した本訴事件のうち、平成14年度中に地裁で言渡しがあった831の第一審判決から、昨年と同様に300件を無作為抽出して算出した処理期間の平均値は897.0日 ○訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打ち合わせを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張に努め、もって事件処理の迅速化に努めた。	○訴訟の特質として、個々の事案の性質や、相手方の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮といった外部要因に多大な影響を受けざるをえないことから、目標として具体的な数値を示すことは非常に困難である。 ○事案が異なることから単純に比較することはできないが、処理期間の平均は前年度に比べて数値上131.7日短くなった。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。	○訴訟に係る事務処理の迅速化

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等				評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次							
5-(1)	広報活動 の推進	(基本目標) 法務省の活動を理解 する機会を増やす。	P	ホーム ページの 改訂件 数、アク セス件数	P	－	年度ごと		区 分	H13年 度	H14年 度		○ホームページの改訂件数は微増であるが、アクセス件数は前年比で約65万件（約36パーセント）増と大幅に増加している。今後は、動画等の導入を検討し、更に分かりやすいホームページ作りをする。 ○法の日週間の各種行事等（特に座談会及び講演会）の企画に際しては、マンネリ化しないよう留意した。法務省・最高裁判所・日本弁護士連合会の三者共催であること及び予算的資源等の種々の制約の中で、どのように三者が協力して新しい企画をすることができ るかが、今後の課題である。 ○法務省見学の申込みについては、受 入件数は減少しているが、申込みの あった団体は全件受け入れている。来 年度からアンケートを実施する予定で ある。	○法務省ホーム ページの更新等 ○法の日週間におけ る各種行事の実施 ○法務省見学者の受 入れ ○パンフレットの作 成・配布 ○法務省の業務紹介 ビデオの貸出し、上 映	
		ホームページ改訂 件数（件）							858	869					
		ホームページアク セス件数（千件）							1,775	2,417					
		区 分							H13年度		H14年度				
		実施件 数 (件)							参加者 数 (人)	実施件 数 (件)	参加者 数 (人)				
		座談会・講演会		42	6,766	45	5,762								
		法律・法務行政相 談		1,322	17,704	1,398	20,067								
		公判傍聴・見学会 等		64	2,237	69	2,463								
		その他		－	－	35	792								
		合計		1,428	26,707	1,547	29,084								
		(達成目標) 3 法務省見学者が 増加する。		法務省見 学の申込 みの受入 件数、見 学者数	P	－	年度ごと		区 分	H13年 度	H14年 度				
		(達成目標) 4 法務省パンフ レットの配布希望数 が増加する。		法務省の パンフ レットの 配布希望 数、配布 数	P	－			年度ごと		配布数（部）				12,900
		(達成目標) 5 法務省の業務紹介 ビデオの貸出件数（上 映件数）が増加する。		法務省の 業務紹介 ビデオの 貸出し件 数（上映 件数）	P	－	年度ごと				貸出し（件）	－			1,165
						上映（件）			－	19,242					

政策番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段																																																																																																
							基準年次	達成年次																																																																																																			
5-(2)	行政事務の効率化	(基本目標) 内部事務についてペーパーレス化（電子化）を推進し、行政事務の効率化を図る。 (達成目標) －	C	内部事務のうち主な57事務のペーパーレス化（電子化）の進捗状況	P	法務省における内部事務の過半についてペーパーレス化（電子化）を実現する	平成12年度	平成14年度	1. 総表 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>H12年度</th><th>H13年度</th><th>H14年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>全て電子化（％）</td><td>23.2</td><td>26.0</td><td>42.1</td></tr><tr><td>一部電子化（％）</td><td>33.9</td><td>35.6</td><td>41.9</td></tr><tr><td>未電子化（％）</td><td>42.9</td><td>38.4</td><td>16.0</td></tr></tbody></table> 2. 内訳 <table><tbody><tr><td>総務・文書部門（％）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全て電子化</td><td>38.2</td><td>47.5</td><td>51.9</td></tr><tr><td> 一部電子化</td><td>22.1</td><td>21.0</td><td>32.8</td></tr><tr><td> 未電子化</td><td>39.7</td><td>31.5</td><td>15.3</td></tr><tr><td>協議・調整部門（％）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全て電子化</td><td>21.9</td><td>14.2</td><td>26.8</td></tr><tr><td> 一部電子化</td><td>34.4</td><td>54.2</td><td>69.9</td></tr><tr><td> 未電子化</td><td>43.7</td><td>31.6</td><td>3.3</td></tr><tr><td>秘書・人事・給与部門（％）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全て電子化</td><td>27.0</td><td>29.7</td><td>63.0</td></tr><tr><td> 一部電子化</td><td>25.6</td><td>22.3</td><td>24.2</td></tr><tr><td> 未電子化</td><td>47.4</td><td>48.0</td><td>12.8</td></tr><tr><td>会計・経理・予算部門（％）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全て電子化</td><td>14.7</td><td>15.6</td><td>30.5</td></tr><tr><td> 一部電子化</td><td>20.6</td><td>24.9</td><td>34.3</td></tr><tr><td> 未電子化</td><td>64.7</td><td>59.5</td><td>35.2</td></tr><tr><td>各部門共通（％）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全て電子化</td><td>11.9</td><td>23.0</td><td>38.4</td></tr><tr><td> 一部電子化</td><td>57.1</td><td>55.4</td><td>48.3</td></tr><tr><td> 未電子化</td><td>31.0</td><td>21.6</td><td>13.3</td></tr></tbody></table> 3. 未電子化の主な理由 ①システム（ハードウェア）の未整備又は不具合、機能不足：32.7% ②アプリケーション(ソフトウェア)の未整備又は不具合、機能不足：17.6% ③職員のペーパーレス化についての意識の低さ：27.3% ④職員の情報機器の操作についての習熟度の低さ：18.5%	区 分	H12年度	H13年度	H14年度	全て電子化（％）	23.2	26.0	42.1	一部電子化（％）	33.9	35.6	41.9	未電子化（％）	42.9	38.4	16.0	総務・文書部門（％）				全て電子化	38.2	47.5	51.9	一部電子化	22.1	21.0	32.8	未電子化	39.7	31.5	15.3	協議・調整部門（％）				全て電子化	21.9	14.2	26.8	一部電子化	34.4	54.2	69.9	未電子化	43.7	31.6	3.3	秘書・人事・給与部門（％）				全て電子化	27.0	29.7	63.0	一部電子化	25.6	22.3	24.2	未電子化	47.4	48.0	12.8	会計・経理・予算部門（％）				全て電子化	14.7	15.6	30.5	一部電子化	20.6	24.9	34.3	未電子化	64.7	59.5	35.2	各部門共通（％）				全て電子化	11.9	23.0	38.4	一部電子化	57.1	55.4	48.3	未電子化	31.0	21.6	13.3	○ペーパーレス化（電子化）対象57事務について、全体の進捗よく状況は左欄1のとおりであり、「全て電子化」及び「一部電子化」は84パーセントと目標を達成し、ペーパーレス化（電子化）が進んでいるといえる。また、左欄2のとおり、部門別では「全て電子化」及び「一部電子化」を合わせ、最もペーパーレス化（電子化）が進んでいる部門は、協議・調整部門の96.7パーセントであり、最も電子化が遅れている部門は、会計・経理・予算部門の64.8パーセントである。 ○未電子化の主な理由は左欄3のとおりであるが、システム（ハードウェア）及びアプリケーション（ソフトウェア）に起因する未電子化については「法務省行政情報化推進計画」に基づき進めており、物理的な障害の解消は見込まれるが、職員に対する意識啓発等については、様々な機会をとらえて引き続き解消に努めていく必要がある。 ○電子メール等の活用等による情報管理の推進による主な効果の具体例は以下のとおりである。 ・発表資料等の送付：1年当たり用紙2,000枚、6時間30分の節約 ・法令協議等の内部部局等への配布：1年当たり用紙400枚、33時間の節約 ・手当関係支給状況報告等各種様式の配布：1年当たり用紙1,600枚、160時間の節約 ・定期報告書等の送付：1年当たり1,152枚、18時間の節約 ・出先機関等への文書発送：1年当たり用紙約328万枚の節約	○行政情報化週間の実施等によるペーパーレス化（電子化）に対する職員の意識向上 ○法務省行政情報化推進計画の改定による法務省LAN等情報通信基盤の整備 ○電子化に対応した文書・システム関係の規定の見直し
区 分	H12年度	H13年度	H14年度																																																																																																								
全て電子化（％）	23.2	26.0	42.1																																																																																																								
一部電子化（％）	33.9	35.6	41.9																																																																																																								
未電子化（％）	42.9	38.4	16.0																																																																																																								
総務・文書部門（％）																																																																																																											
全て電子化	38.2	47.5	51.9																																																																																																								
一部電子化	22.1	21.0	32.8																																																																																																								
未電子化	39.7	31.5	15.3																																																																																																								
協議・調整部門（％）																																																																																																											
全て電子化	21.9	14.2	26.8																																																																																																								
一部電子化	34.4	54.2	69.9																																																																																																								
未電子化	43.7	31.6	3.3																																																																																																								
秘書・人事・給与部門（％）																																																																																																											
全て電子化	27.0	29.7	63.0																																																																																																								
一部電子化	25.6	22.3	24.2																																																																																																								
未電子化	47.4	48.0	12.8																																																																																																								
会計・経理・予算部門（％）																																																																																																											
全て電子化	14.7	15.6	30.5																																																																																																								
一部電子化	20.6	24.9	34.3																																																																																																								
未電子化	64.7	59.5	35.2																																																																																																								
各部門共通（％）																																																																																																											
全て電子化	11.9	23.0	38.4																																																																																																								
一部電子化	57.1	55.4	48.3																																																																																																								
未電子化	31.0	21.6	13.3																																																																																																								

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
5-(3)	外国の法 務行政の 用に供す る施設の 整備に係 る国際協 力	(基本目標) 外務省の施策を踏ま えて施設づくりのノ ウハウに係る国際協 力を推進する。 (達成目標) 専門家派遣及び外国 の研修員の受入れ依 頼に対応する。	P	①依頼件 数に対す る専門家 の派遣件 数	P	100%	年度ごと		○タイ王国司法省からの矯正施設、制度改善のための政策助言を行う専門 家派遣依頼（1名）、フィリピン共和国司法省からの非行少年訓練施 設計画及び教育・訓練プログラムの改善（施設計画）を行う専門家派遣 依頼（1名）に応じて職員の派遣を実施	○平成14年度において専門家派遣に対 する達成度は100パーセントである。 ○タイ王国へ派遣されている専門家は 平成14年度末現在で派遣期間の1／4 を消化したところであり、現在進行中 の施策であるため、その評価は15年度 以降に実施することとしたい。フィリ ピン共和国へ派遣された専門家は、パ イロットプロジェクトで建設予定の非 行少年教育・訓練施設の計画に際して 助言を行うことで、被収容者の少年が 置かれた処遇環境改善に寄与すると同 時に、施設整備担当職員の施設計画能 力の向上を促した。また、司法省の担 当次官に対して政策提言を行うこと で、今後の少年施設整備状況の改善に 寄与した。 ○計画に際して派遣専門家の助言・指 導が取り入れられた施設については、 現在、評価できる段階ではないため、 平成15年度以降の評価としたい。 ○今後とも、派遣専門家との連携を強 めて支援体制を確立するとともに、将 来の派遣要請に対応できるよう各種研 修を通じて適切な人材の育成に努める 等、目標達成の実現に向け積極的に活 動していきたい。	○各国からの依頼に 応じた専門家の派遣 ○各国からの依頼に 応じた研修生の受入 れ
				②依頼件 数に対す る研修の 実施件数	P	100%	年度ごと		○平成14年度において研修依頼はなかった。		
				③派遣専 門家の活 動実施状 況	P	—	年度ごと		○タイ王国に派遣された専門家は、省庁再編に伴う組織の体制作りが進 む中、新たに麻薬常習者の社会復帰の法律が施行されたことに伴う矯正 施設への影響も踏まえ、タイ側のプロジェクトに参加して助言指導を 行っている。 ○フィリピン共和国に派遣した専門家は、現地の被収容少年が置かれた 環境及び施設整備の現状を把握した上で活動計画を策定し、それに沿っ て活動を実施した。具体的には、非行少年教育及び職業訓練のためのパ イロット施設を建設するプロジェクトを推進する一方で、少年施設整備 に関する政策提言を行った。		
				④計画に 際して専 門家の助 言、指導 が取り入 れられた 施設数	P	—	年度ごと		○記述なし。		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
5-(4)	国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進	(基本目標) 刑事司法関係者に対する研修等を通じて国際協力を行い、研修等対象国の刑事司法制度の確立に資する	C	①国際社会における刑事司法を取り巻く情勢動向調査実施状況	P	—	年度ごと		○国際研修・セミナーにおけるテーマ等を選定するために、外務省等と協議をする一方、国際社会における刑事司法を取り巻く情勢、研修対象国における法体系等につき情報収集を行うために現地調査を実施 ○アジア太平洋諸国21カ国から政府関係機関の幹部を招き、国際組織犯罪防止条約及び同条約付属議定書批准のために必要な国内法の改正に関する問題点を議論するために、国際組織犯罪防止条約批准支援セミナーを開催し、国際協力に貢献 ○国連犯罪防止刑事司法委員会等の各種国際会議において、犯罪対策や刑事司法改革の現状について発表すると同時に、国際社会の刑事司法情勢調査の場とするため積極的に国際会議等に参加 ○研修・研究及び調査の結果を取りまとめアジア研叢書等として発刊（発行回数延べ7回、発行部数延べ13,600部）し、アジア・太平洋諸国を中心とする世界各国の法務省関係機関等に配布	○刑事司法情勢調査等については、その調査研究等により現在我が国を含む各国が直面している刑事司法制度の問題点（刑務所の過剰収容等）を抽出し、十分に把握した上で、それら問題点を研究・検証する研修カリキュラムの企画・立案に有効であった。 ○JICA第三国研修・専門家派遣については、国際研修に参加できなかった者に対する人材教育として有効であったと評価できる。 ○国際組織犯罪防止条約批准セミナーの開催、国際会議等への参加については、各国の現状把握、今後の研修カリキュラムの企画・立案にきわめて有効であった。また条約批准を支援したことにより国際協力にも貢献した。 ○研修・研究及び調査の成果発表は、刑事司法運営に対する有効な情報提供であり、更に充実した研修の企画・立案に極めて有効に資するものであると評価できる。 ○基本目標を達成するためには、アジア・太平洋地域を中心とする諸外国のより多くの要望に応えられるよう、国際研修やその研修員等の増加を図りつつ、国際社会の刑事司法情勢に即応した、より充実した研修等の実施を目指す必要がある。 なお、これらの研修等の成果は、単年度実施したからといって達成されるものではなく、継続的・長期的な視点が必要である。	○刑事司法情勢調査の実施 ○国際研修等の実施 ○JICA第三国研修・専門家派遣の実施 ○国際会議の開催、参加 ○研修・研究及び調査の成果発表
		(達成目標) ②効果的な研修等を実施する。		②国際研修等の実施状況及びこれに対する研修参加国等の評価			年度ごと		○我が国及びアジア太平洋地域における刑事司法制度に関する諸問題につき検討し、刑事司法制度の充実・発展及び人材育成に寄与するために国際研修（平成14年度実績延べ230日、参加人員延べ118人）を実施。研修員に対するアンケート結果によると平均96パーセントの研修員が「十分充足・たいへんよい」「充足・よい」との評価をしている。 ○国際研修等への参加希望者は非常に多いが、施設等の関係から原則各国1名の参加となっているため、より多くの研修員の参加が可能となるように関係地域内諸国に教官を派遣し、各国の刑事司法制度改革等に寄与するためにJICA第三国研修等（コスタリカ、ケニア、インドネシアで延べ55日間、延べ10人派遣）を実施		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (基本目標・達成目標)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測 定 結 果 等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
5-(5)	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	(基本目標) 法整備支援活動を通じて国際協力を行い、支援対象国の法の支配の確立に資する。	C	①支援対象国の法制度等の調査実施状況	P	—	年度ごと		○法整備の支援対象国（ウズベキスタン、カンボジア、ベトナム、インドネシア）へ教官をJICA短期専門家として派遣（延べ8人、延べ67日間）して法制度の調査及び研究等を実施 ○職員をJICA長期専門家として派遣（ベトナム、ラオスにそれぞれ1名、1年間）し、法制度及びその運用状況の調査並びに支援に必要な研修やセミナー等の企画・立案に関与させるとともに、同国の政府機関に対し、法整備のための助言などを実施 ○アジア知的財産法制シンポジウム（フィリピンほか4カ国から約100名参加）、法整備支援連絡会（外務省ほか約40機関から120名参加）を開催 ○支援対象国（ベトナムほか5カ国、その他1）の司法制度等について調査・研究を行い、その成果を取りまとめて発刊（7冊1,166ページ）し、法務省関係機関等へ配布	○支援対象国の法制度の調査・研究 ○法整備支援計画の策定 ○国際研修の実施 ○国際会議等の開催 ○支援対象国に対する調査・研究成果の公表	
		(達成目標) ②有効適切な法整備支援計画を策定する。		②法整備支援計画の策定状況	P	—	年度ごと		○長期・短期の専門家の活動を通じて現地の要望を調査し、現地政府と協議を重ねて有効・適切な法整備支援計画を策定		
		(達成目標) ③効果的な研修等を実施する。		③国際研修等の実施状況及びこれに対する支援対象国の評価	P	—	年度ごと		○民法等の基本法整備に必要な知識を与え、法の基本原理等について相互理解を深めることなどによって人材育成に資することを目的として国際研修（ベトナムほか10カ国、延べ242日、延べ参加人員116人）を実施。研修員にアンケートを実施したところ、新しい知識が習得できたと回答した者が99.8パーセント、有意義であったと回答した者は95.9パーセント		

（注）法務省から送付された「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

【別添 1－②】

政策評価審査表（総合評価関係）

課題名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等	評価結果 (政策への反映方針)
オウム真理教 対策	観察処分更新請求に際して、公安審査委員会が、公安調査庁が実施してきた立入検査を始めとする調査をどのように評価したか、地方公共団体が、公安調査庁によって提供された調査結果に対してどのような意見を述べたかなどの観点から、教団対策の施策の成果を総合的に評価	オウム真理教（以下「教団」という。）が再び無差別大量殺人行為を行うことがないように、その危険性が小さくなる措置を講じることによって、国民生活の平穏を含む公共の安全を確保すること	○ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）」に基づく観察処分の実施 ・ 立入検査の実施 ・ 教団からの報告徴取（役職員及び構成員の氏名・住所等、土地・建物の所在や用途等） ○ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）」に基づく観察処分の更新請求 ○ 調査結果の地方公共団体への情報提供	○ 公安調査庁は、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新請求を行ったところ、同委員会は、公安調査庁の主張を採用し、観察処分の期間更新決定を行った。これは、公安調査庁の教団に対する観察処分の期間更新請求及び同請求のための各種調査等を適切に行った結果と評価できる。 ・ 立入検査（平成 12 年 2 月から 15 年 3 月までの間に合計 53 回、延べ 100 箇所）、教団からの報告徴取（13 回）の実施により、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握できた。 ・ 現在でも、松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫が教団の活動に影響力を有していることなど、教団が依然として危険な要素を保持していることを明らかにすることができた。 ○ 観察処分の実施以降、教団が教団名を秘匿した勧誘活動などの各種の信徒拡大に向けた動きを活発化させる中で、教団の信徒数は、観察処分決定時と比較して微増するにとどまっている。 ○ 地方公共団体の長から観察処分による調査結果に係る情報の提供の請求があった場合には、公安調査庁長官は個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、請求のあったすべての自治体に対して請求事項を提供してきたところである。	教団の組織、活動等の全容を解明するためには、教団に対する調査体制を更に強化する必要があると思われる。

（注）法務省から送付されてきた「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

政策評価審査表（事前評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された「平成15年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのか整理して記入した。
	「分類」欄	「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する部分を記入した（複数もあり得る。）。 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。 〈その他の検証方法（例示）〉 「比較」 過去の同種類類似の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出して根拠付けている。 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの

政策評価審査表（事前評価関係）

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性、効率性等の特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	苫小牧法務総合庁舎整備事業 (新営の必要に迫られている法務総合庁舎をPFI方式による整備をし、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る)	施設整備 【平成16年度概算要求額】 記載なし 事業期間：平成16～30年度 (予定)	○検察庁・法務局業務の質的・量的変化への対応 ○行政サービスの向上	整備方針に沿った施設整備により老朽化等の諸問題が解決され、新機能が付加されることから、得ようとする効果は発現すると判断した。		現状と整備後の施設機能の比較	【必要性】 事業の緊急性(118点)、計画の妥当性(121点)についての評点が100点以上という基準を満たす 【効率性】 建物の新営に係る費用対効果3.09(検察庁、法務局としての加算効果を含めた費用対効果5.65)
2	伊丹法務総合庁舎新営工事 (新営の必要に迫られている法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図る)	施設整備 【平成16年度概算要求額】 記載なし 事業期間：平成16～19年度 (予定)	○検察庁・法務局業務の質的・量的変化への対応 ○行政サービスの向上	整備方針に沿った施設整備により老朽化等の諸問題が解決され、新機能が付加されることから、得ようとする効果は発現すると判断した。		現状と整備後の施設機能の比較	【必要性】 事業の緊急性(109点)、計画の妥当性(121点)についての評点が100点以上という基準を満たす
3	宮城刑務所新営工事 (老朽・経年による機能不備を解消し、矯正処遇を行うに相応しい1,600人規模の刑務所を整備することにより、国民の安全の確保及び治安の維持に寄与する)	施設整備 【平成16年度概算要求額】 記載なし 事業期間：平成16～26年度 (予定)	○地域との調和 ○業務の効率化・処遇改善 ○環境負荷の低減 ○フレキシビリティ向上	整備方針に沿った施設整備により老朽化等の諸問題が解決され、新機能が付加されることから、得ようとする効果は発現すると判断した。		現状と整備後の施設機能の比較	【必要性】 事業の緊急性(106点)、計画の妥当性(110点)についての評点が100点以上という基準を満たす
4	奈良少年刑務所新営工事 (経年・老朽による機能不備を解消し、1,100人規模の刑務所として整備することにより、国民生活の安全・安心と我が国の治安確保に寄与する)	施設整備 【平成16年度概算要求額】 記載なし 事業期間：平成16年度～26年度 (予定)	○地域との調和 ○業務の効率化・処遇改善 ○環境負荷の低減 ○フレキシビリティ向上	整備方針に沿った施設整備により老朽化等の諸問題が解決され、新機能が付加されることから、得ようとする効果は発現すると判断した。		現状と整備後の施設機能の比較	【必要性】 事業の緊急性(109.5点)、計画の妥当性(133点)についての評点が100点以上という基準を満たす

(注) 「平成15年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

【別添2】

表1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数等
法務省	法務省の所掌事務全般	共通の目的を有する行政活動の一定のまとまり（おおむね施策程度のまとまりに相当すると考えられる。）を一個の単位として評価の対象とする。	19 政策

(注) 法務省の基本計画及び実施計画を基に当省が作成した。

表2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
法務省	目標数 25 ○ 「基本目標」(25) 政策ごとに複数又は一つの基本目標が設定されている。 ○ 「達成目標」(34) 基本目標によっては、その下位目標として、一つ又は複数の達成目標が設定されている。	指標数 60 ○ 「指標」(60)

(注) 「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

表3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位:件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
法務省	19	12	7

(注) 1 「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 目標値が複数ある場合には、少なくとも一つの目標値がアウトカムに着目して設定されている場合は、『「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されている政策数』欄へ計上している。

表4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数		目標に関し達成しようとする 水準が数値化等されていない政 策数	
		アウトカム	アウトプット		
法務省	19	5	1	4	14

(注) 1 「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化されている場合に、達成しようとする水準が数値化されている政策として計上した。その上で、数値化されている指標中にアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に
設定されている指標の分類

(単位:件)

府 省	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数	当該政策に設定されている指標数			
			アウトカムで 定量的に設定	アウトカムで 定性的に設定	アウトプット で設定
法務省	14	40	3	0	37

- (注) 1 「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
 3 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、①当省において一定の考え方で分類整理したものを各府省に示し、②それに対し、各府省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。
 4 詳細は、政策評価審査表を参照

表6 目 標 期 間 の 設 定 状 況

(単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				年度ごとに評価を行うとされている政策数
		基準年次及び達成年次が記載されているもの	基準年次のみが記載されているもの	達成年次のみが記載されているもの	小 計	
法務省	19	2	0	1	3	16

- (注) 1 「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」及び法務省からの聴取結果を基に作成した。
 2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。

表7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等の H P 掲載
法務省	報告書の作成に当たっては、平成 15 年 7 月 11 日に開催した政策評価懇談会での意見等を参考にした。	○

- (注) 「平成 14 年度法務省事後評価実施結果報告書」及び法務省からの聴取結果を基に作成した。